

発行日 平成25年3月 第61号

日頃、地域医療連携にご支援・ご協力をいただきありがとうございます。

平成22年度の診療報酬改定より、介護支援連携指導料の算定が可能となり、当院でも医療サービスと介護サービスを切れ目のなく提供できるよう、ケアマネージャーとの連携指導に取り組んでいます。

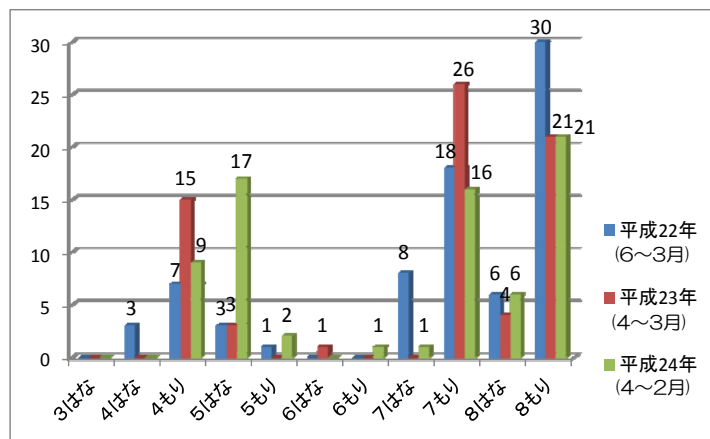
今月は、当院の介護支援連携指導料の算定件数の推移について、ご報告いたします。

地域医療連携室 大沢 知佳

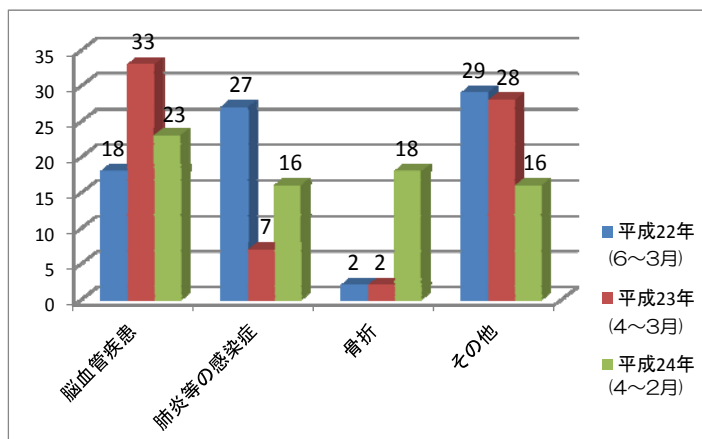
## 介護支援連携指導料の算定件数

早期の在宅療養への移行や地域生活への復帰に向け、医療と介護の円滑な連携が求められています。当院では、平成22年6月より介護支援連携指導を開始しており、算定件数は、年間70～80件です。

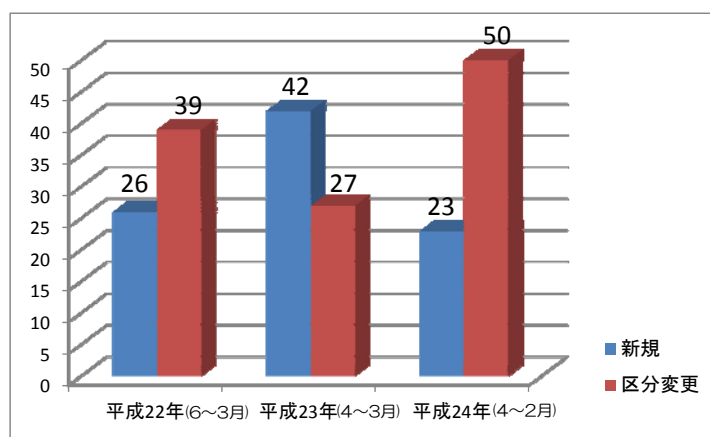
今後、在宅療養へ移行する患者さんがますます増加することが予想されます。患者さんとご家族が必要なケアを継続でき、安心して退院できるよう、これからも介護支援連携指導の推進に努めていきたいと思っております。



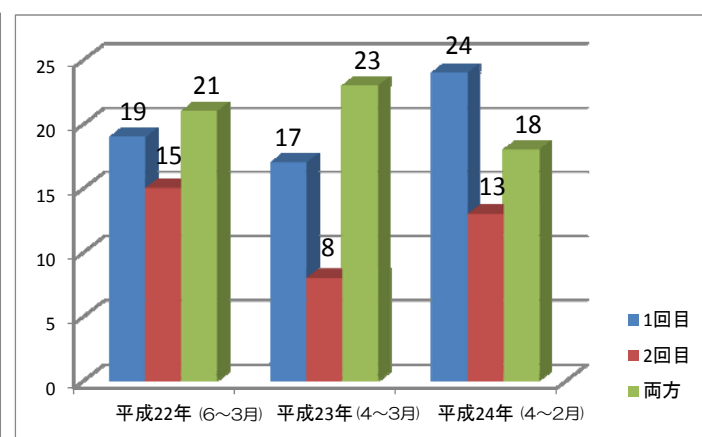
1. 算定件数（病棟別）



2. 算定件数（疾患別）



3. 算定件数（介護保険申請 種類別）



4. 算定件数（回数別）

### 介護支援連携指導料 300点

退院後、介護サービスが必要な患者さん(介護保険の申請が**新規**または**区分変更**の方)に対し、当院の医師又は医師の指示を受けた看護師等が患者の担当ケアマネージャーと共同して、退院後に利用可能なサービスについての説明や指導を行った場合、算定できます。入院中、2回まで算定可能です。